

台湾における遺言による財産処分と 遺留分減殺請求の近時の発展

黄 詩 淳

- I 遺留分に関する争いの増加の背景
- II 遺言による財産処分と遺留分減殺請求
- III むすびに

I 遺留分に関する争いの増加の背景

日本では近年、高齢社会の進行と社会経済状況の変化とともに、遺言の利用ないし相続に関する紛争と裁判例が著しく増加していると一般的に指摘されている¹。これは相続・遺言に関する研究の必要を促す背景といえる。台湾でも近年少子高齢化と家族連帯の希薄化は止まることなく進行している。

まずは少子化について、合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子供の平均数）を例とすれば、台湾では1985年は1.88、1995年は1.78、2005年は1.12、2015年は1.18であり²、もはや世界最低レベルに並んでいる³。ちなみに同

1 例えば、床谷文雄「一 総論 遺言法の課題——遺言者の終意はいかなる意味で尊重すべきか」野村豊弘・床谷文雄編著『遺言自由の原則と遺言の解釈』（2008年、商事法務）3頁、松原正明『全訂 判例先例 相続法Ⅳ』（2010年、日本加除）3～7頁、犬伏由子「各章のテーマの位置づけと問題点」久貴忠彦編集代表『遺言と遺留分 第1巻 遺言』（第2版）（2012年、日本評論社）34頁。

2 少子化は台湾にとっては深刻な問題であるが、本稿とは直接関連がないため詳しく立ち入らない。内政部戸政司「人口統計資料 育齡婦女生育率及淨繁殖率（按發生）」<http://www.ris.gov.tw/fr/346>。

3 United Nations, World Fertility Patterns 2015, P. 7 (<http://www.un.org/en/development/desa/population/publications/pdf/fertility/world-fertility-patterns-2015.pdf>)。1990-1995年に日本の合計特殊出生率は世界最低の9位であったが、2010-2015年に日本はもはや世界最低のレ

〈表一 台湾人の平均寿命〉（歳）

	男	女
1995 年	71.9	77.7
2005 年	74.5	80.8
2015 年	77.0	83.6

※データは内政部統計處「我國生命表」<http://www.moi.gov.tw/stat/life.aspx>

〈表二 1990 年以降の台湾の人口構造〉

	0～14 歳 (%)	15～64 歳 (%)	65 歳以上 (%)	65 歳以上の人口数
1995 年	23.77	68.60	7.64	1,631,054
2005 年	18.70	71.60	9.70	2,216,804
2015 年	13.57	73.92	12.51	2,938,579

※データは内政部戸政司「人口統計資料 三階段人口及扶養比」http://www.ris.gov.tw/zh_TW/346

時期に日本の合計特殊出生率はそれぞれ 1.76、1.42、1.26、1.45 である⁴。

高齢化について、1995 年に男性の平均寿命は 71.9 歳、女性は 77.7 歳であった。これに対して、2015 年に男性の平均寿命は 77.0 歳、女性は 83.6 歳に達している（〈表一〉を参照）。現在の高齢者は 20 年前の高齢者と比較すれば、5～6 年の老後生活が増加している。

その結果、65 歳以上の高齢者の数が占める総人口の割合も上昇しつつあり、1993 年に初めて 7 パーセントを超え、高齢化社会となったが、現状のまま推移すれば、来年度の 2018 年にその数は 14 パーセントを超え、高齢社会に突入すると予想されている⁵。その他、高齢者の絶対数を見れば、2015 年末には約 300 万人であるが、20 年前の 1995 年のほぼ倍となっている（〈表二〉を参照）。

また、台湾の一世帯の平均人数は減少する一方であり、1995 年は 3.67 人であったのに対し、2015 年には 2.77 人へと低下している⁶。家族規模の縮小

ベルでなくなったのに対して、台湾は世界最下位となった。

4 厚生労働省「平成 28 年（2016）人口動態統計（確定数）の概況 第 5 表 年齢（5 歳階級）・出生順位別にみた合計特殊出生率（内訳）」http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei16/dl/09_h5.pdf。

5 行政院國家發展委員會『中華民國人口推估（105 至 150 年）』（行政院國家發展委員會、2016 年）10 頁（http://www.ndc.gov.tw/Content_List.aspx?n=84223C65B6F94D72）。

6 内政部「内政統計查詢網 土地與人口概況」<http://statis.moi.gov.tw/micst/stmain.jsp?sys=100>。

は、日本（2015 年は 2.49 人）⁷ ほどではないものの、確実に進行している。

家族規模の縮小及びグローバル社会によって人口移動が頻繁に生じることは、一人または夫婦のみで生活せざるを得ない高齢者数を増加させる一因である。このことは高齢者の介護や扶養に対する挑戦でもある。2013 年の調査によれば、台湾の高齢者の収入源は、子による扶養が最も重要で（重要度 43.9）、次は生活保護や手当（36.2）、年金（19.6）、貯金や投資（16.8）である。子による扶養の重要度はまだ第 1 位であるものの、4 年前の同一調査と比べると若干は減少したのに対し、生活保護や手当、年金、貯金や投資の重要度は上昇している⁸。この調査結果は、高齢者の生活は全般的に家族（子）に頼ることが難しくなり、自ら生活資源を用意・調達しなければならないことを意味する。また、もう一つ留意すべき現象は、高齢者が最も心配なことは何かという質問に対して、自らの健康が 1 位（28.5%）、次は介護（15.7%）、貯蓄・収入などの経済的な資産（14.1%）と子の面倒を見ること（9.3%）⁹ となり、そのうち、子の面倒の割合は、4 年前の調査結果（6.4%）と比べて上昇し、しかも配偶者の健康（5.2%）や配偶者の介護（4.9%）の割合を超えている¹⁰。このことは、台湾の若年層の非典型雇用と貧困化に関連していると思われる¹¹。高齢者は自らの老後生活デザインや子の面倒というニーズから、贈与、扶養契約、定期金契約、遺贈、保険、信託等の手段を使い、法定相続分と異なる配分を行なうことが、ますます多くなってきている¹²。このことは自然に遺言や遺留分に関する法的紛争を増加させ、裁判例の蓄積につながっている。

かつて筆者は、最近 20 年間の台湾における遺言による遺産処分の多様化、

7 厚生労働省「平成 28 年 国民生活基礎調査の概況 I 世帯数と世帯人員の状況」<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/02.pdf>。

8 衛生福利部『中華民國 102（2013）年老人狀況調查報告』（衛生福利部、2014 年）26 頁（http://www.mohw.gov.tw/cht/DOS/Statistic.aspx?f_list_no=312&fod_list_no=4695）。

9 衛生福利部・前掲注 8・40 頁。

10 衛生福利部・前掲注 8・40～41 頁。

11 洪敬舒「失落的世代：當前青年世代的結構性就業困境」社區發展季刊 146 期（2014 年）65～76 頁は、台湾における若年層の非典型雇用、高失業率、低賃金の現象を指摘する。

12 遺言を例とすれば、黃詩淳「台湾における社会の変遷と遺言法」流経法学 12 卷 1 号（2012 年）80～83 頁はその量の増加に関する統計をまとめた。その傾向はこの 5 年も続いているため、ここでは省略する。

とりわけに裁判実務の変化を整理した¹³が、当時はこれらの処分の法的効力に焦点を当て、もう一つ重要な論点、すなわちこれらの処分と遺留分減殺請求との関係を論ずることが、紙幅の関係もあって、十分にはできなかった。遺留分減殺請求をめぐるこの数年間は多くの裁判例が現れているため、本稿はその進展を検討したいと考える¹⁴。

Ⅱ 遺言による財産処分と遺留分減殺請求

遺留分減殺請求の効果とその手続きは、減殺の対象である処分の性質に密接に関連しているため、まず以下の1では処分の法的効力に関する裁判例を整理した上で、本題である遺留分減殺請求の手続の検討に入りたい(2)。また、減殺請求の前提である遺留分侵害額の計算、特に相続債務の取り扱いも争いの対象になっているため、その問題を3で検討する。最後の4は、昨(2016)年に提出された相続法改正案の遺留分減殺請求に関する部分を取り上げてコメントしたい。

1 遺言による財産処分の法的効力

遺言による遺産分配(遺言処分)には、①遺贈、②相続分の指定、③遺産分割方法の指定という三つの類型があり、日本では、これらを民法が用意している遺言処分という意味で、「典型処分」と呼ばれている¹⁵。台湾では、かつての裁判例と学説は、これらの三種類の典型処分を特に区分せずに取り扱っていた¹⁶が、近年の判例と登記実務では、類型の区別が意識されはじめ、遺贈と(後述する)新型処分の二類型が形成されている。以下、台湾の状況を検討する際にも、まずは(1)～(3)で典型処分の法的効果を簡単にまと

13 黄詩淳・前掲注12・71～104頁。

14 本稿で扱われる裁判例及び行政解釈は、司法院のデータベース(法学資料検索系統 <http://jirs.judicial.gov.tw/Index.htm>) 利用して収集されたものである。当データベースは、すべての司法解釈と最高法院判例、公式判例集に掲載された最高法院判決、1990年以降に公裁判所に掲載された高等及び地方法院判決、さらに、(判例集に掲載されていないものも含め)1996年以降のすべての最高法院判決、及び2000年以降のすべての高等及び地方法院判決である。

15 吉田克己「第16章『相続させる』旨の遺言」『市場・人格と民法学』(北海道大学出版会、2012年)361～362頁は、①～③の三つの類型を典型処分と称し、本稿はそれに従う。

めてから、最近の判例の進展を(4)と(5)で見えていくこととする。

(1) 遺贈

まず遺贈について、日本とは異なり、台湾の遺贈は債権的効力を有するに止まり¹⁷、不動産を目的とする遺贈の登記名義の移転は、債権者である受遺者と債務者である共同相続人または遺言執行者により共同で行う必要がある(土地登記規則123条1項)。また、遺贈の目的物移転請求権は、台湾民法125条の15年の消滅時効にかかるものである。

(2) 相続分の指定

次に、相続分の指定については、その定義が曖昧化する傾向であり、遺産の一定の割合を与えるという内容のみならず、遺産の全部または特定の遺産を、特定の相続人に相続させる処分もまたこれに当たると認める裁判例が出ている(後の(5)で検討)。

相続分の指定の定義が明確でないものの、それと遺贈との違いは次第に強調されている。最高法院100(2011)年度台上字第1747号判決は、遺贈と相続分の指定との区別について、二つのメルクマール、すなわち①処分の目的物が遺産の大部分を占めているのか、②相続人は遺産債務については指定相続分の割合通りで負担するのか、を提示している。仮に両者とも肯定されるなら、その処分は相続分の指定に法性決定されるべきだとしている。また、相続分の指定の法的効果について、同判決は、その目的物の移転または引渡請求権が消滅時効にかからないとしている¹⁸。

さらに、指定相続分の登記手続きに関して、登記実務では受益相続人は遺言を添付すれば、指定通りの登記を単独で行うことが可能となっている¹⁹。このような登記を完了すれば、受益相続人は有効に目的物(の全部ないし一定の持分)を第三者に譲渡することができる²⁰ため、複雑な遺産分割を待たず

16 黄詩淳・前掲注12・84頁。

17 代表的な判例は、最高法院86(1997)年度台上字第550号判決であり、受遺者が目的物の移転登記又は引渡を受ける前に、遺贈目的物を侵害した第三者に対する損害賠償の請求について、受遺者がまだ目的物の物権を取得したわけではないことを理由に訴えを退けた。

18 台湾では登記された不動産は、その物権的請求権が消滅時効にかからない。この原則は司法院の1965年の釈字107号によって確定された。これに合わせて、登記された不動産もまた時効取得の対象とならない(民法769、770条)。

19 内政部の1992年6月20日台(81)内地字第8181523号解釈。

に利益を享受するメリットがある。最後に、指定相続分の受益相続人が被相続人より先に死亡した場合に、その子による代襲相続が認められている²¹。

(3) 遺産分割方法の指定

第三に、遺産分割方法の指定は、本来は現物分割、換価分割、代償分割等の方法を指しているはずであるが、裁判例もまた、一部の遺産を特定の相続人に与えるという処分を遺産分割方法の指定として肯定し、緩やかな基準を適用している。その効力について、最高法院 97（2008）年度台上字第 2217 号判決は、単独帰属指定型の事案で、処分の目的物がすでに受益相続人に単独で帰属し、もはや合有の遺産を構成しないため、受益相続人が単独で登記名義を自らに移転できることを認めた。

(4) 相続分の指定を伴う遺産分割方法の指定

「相続分の指定を伴う遺産分割方法の指定」は、以前は下級審裁判例²²と学説²³によってこの概念が認められたものの、その具体的な効力に関しては必ずしも明確に議論されていなかった。最高法院 99（2010）年度台上字第 918 号判決は、初めてこの問題を意識して見解を示している。同判決の事実関係は複雑なものではなく、遺言者は 2001 年に遺言を作成し、その所有する 25 筆の土地を娘 Y に単独で相続させた。相続人は Y を含み、計 8 人であり、それぞれの法定相続分は等しく 8 分の 1 である。Y は遺言によって係争の 25 筆の土地の登記名義を自らに移転した。相続人のうちの 2 人の X1 と X2 は、遺留分減殺請求を理由に、Y の単独所有の登記を抹消し、自らと Y とが係争の土地について合有の権利を有することの確認を求めた。一審と原審は、当該の遺言処分を「遺贈」または「相続分の指定」と認定し

20 台湾民法 759 条は、相続、強制執行、徴用、裁判所の判決または他に法律行為でない原因によって登記取得の前に既に不動産の物権を得た者は、登記を経由しなければ物権を処分することができないと定めている。指定相続分の相続人は、相続を原因とする不動産登記を単独で申請することができ、それが民法 759 条の登記に該当するため、それを完了すれば有効に処分することができる。

21 法務部の 2003 年 8 月 29 日法律決字第 920036217 号解釈。

22 台湾高等法院 93（2004）年度重家上字第 8 号判決は、共同相続人が 5 人の事案であるが、遺言は、すべての家屋と土地は A に相続させるものの、動産については言及していなかった。A に与える不動産の価値が法定相続分を超えたため、この処分は相続分の指定を伴う遺産分割方法の指定とされた。

23 林秀雄『継承法講義』7 版（自費出版、2017 年）114 頁。

た上、X1 らの請求を認容したが、最高法院は本件処分が「相続分の指定を伴う遺産分割方法の指定」に該当する可能性があると指摘し、さらに、その目的物が遺産の全部か一部かは、「共同相続人による別途の遺産分割請求の可否および遺留分減殺請求の行使」に密接に関わるため、その認定について原審には理由不備があるとして、原判決を破棄し原審に差し戻した。

この 2010 年の最高法院判決からは、以下の 2 点を看取することが可能であろう。第一に、最高法院は、特定物を特定の相続人に単独で相続させる処分を「相続分の指定を伴う遺産分割方法の指定」と性質決定した上で、遺産分割の効力を有すると示唆したと考えられる。第二に、以上の処分の後にも遺産分割の対象財産が存在するか否かによって、遺留分減殺請求の行使方法は異なることである。この遺留分減殺請求の点については、他の遺言処分を合わせて考察する必要があるため、以下の 2 で詳しく検討する。

総じていえば、以上(3)の 2008 年判決とこの 2010 判決により、「特定物を特定の相続人に単独で相続させる」処分は、「（相続分の指定を伴う）遺産分割方法の指定」と法性決定され、単独名義移転効と遺産分割効をもつとされたことが確認できると考えられる。また、このような処分は「相続分の指定」でもあるから、(2)で挙げた相続分の指定のメリット、すなわち、時効にかからないことと代襲相続が可能な性質を備えている可能性が出てくる²⁴。このいずれの特徴も遺贈に優っている。

(5) 新型処分の形成

以上(2)(3)(4)で見たように、特定の遺産を特定の相続人に相続させる処分は、相続分の指定、遺産分割方法の指定、「相続分の指定を伴う遺産分割方法の指定」のいずれかに認定される可能性があるが、その認定に明確な基準が存在するわけではない。また、三者とも単独登記移転の効果を備えるため、法的な効果の面でも三者の区別することが困難である。

ごく最近、最高法院 105（2016）年度台上字第 1207 号判決は、この三者の区別を諦めて、「特定の不動産を共同相続人の二人に平等に相続させる」と

24 この点については台湾にはまだ判例がないため、筆者の推測にすぎない。ちなみに、日本の「相続させる」旨の遺言は、代襲相続の有無について、最判平成 23 年 2 月 22 日民集 65 巻 2 号 699 頁は、原則として代襲がないとしているが、特段の事情による代襲の可能性を否定していない。

いう処分を、相続分の指定「または」遺産分割の指定に当たるとし、受益相続人の単独の移転登記を黙認した上で、この処分が遺産分割の対象にはならないが、遺留分減殺請求を受けるべきであるという原審（台湾高等法院102年度家上字第16号判決）の判断を認めている。そうすると、処分の目的物を「単独で」特定の相続人に相続させなくても、つまり、「共同で」数人の相続人に相続させる処分も、単独登記移転の効力と遺産分割の効力を有していることになる。このような処分は、上述したように、「相続分の指定」、「遺産分割方法の指定」、「相続分の指定を伴う遺産分割方法の指定」のいずれかに定義される可能性もある。遺産分割の効力があるゆえ、合有の遺産に属するものは減ってきている。ただし、後述の2で検討するが、たとえ単独登記移転の効力と遺産分割の効力を有する処分でも、遺留分減殺請求により取り戻された部分は、遺産分割の対象財産に入るから、この点では日本法とは異なる。

以上のような単独登記名義の移転や遺産分割の効果を持つ処分（「相続分の指定」、「遺産分割方法の指定」、「相続分の指定を伴う遺産分割方法の指定」）を、本稿では新型処分と呼ぶこととする。以上の処分の承認は、日本の有名な「（特定物を特定の相続人に）相続させる」旨の遺言に関する判例理論の展開を彷彿させるが、異なる点もある。日本の「相続させる」旨の遺言は、いわば「いいとこ取り」の遺言であり、第三者との関係で登記が不要、受益相続人による単独の移転登記が可能という点で相続による承継の利点がある一方、遺産分割の対象にならず即時の権利取得の効果という点で遺贈（財産承継）と同様の利点もある²⁵。これに対して、台湾の単独名義移転効や遺産分割効は、そのいずれも、遺贈には見られないものであり、遺贈から何かの「いいとこ」を取ったわけではない。したがって、台湾の遺言による財産処分の発展は、ある種の死因処分が遺贈と徐々に乖離していく過程であると評価できよう²⁶。

25 吉田克己「第17章『相続させる』旨の遺言・再考」『市場・人格と民法学』（北海道大学出版会、2012年）385～386頁。

26 黄詩淳・前掲注12・102頁。

(6) 第三者保護の問題

以上の整理からわかるように、台湾における遺言による財産処分の法的効果について最も重視されている問題は、受益者による単独登記ができるか、処分目的物の移転請求権が消滅時効にかかるか、受益者が被相続人に先んじて死亡したときの処分の有効性等である。これらのいずれの点でも、遺贈が劣っているといえる。

ところで、日本では典型的な遺言処分の法的効果を論じる際に、第三者との関係では受益者が登記を備える必要があるかというのは、極めて重要な論点である。簡単にまとめれば、日本では特定遺贈の受遺者が登記を有しなければ相続人から遺贈目的物を取得した第三者に対抗できない²⁷のに対して、相続分の指定や「相続させる」旨の遺言の受益相続人は、他の共同相続人から当該不動産について法定相続分に相当する共有持分権を取得した第三者に対して、登記なくして対抗することができる²⁸。この解釈が遺言の内容を知り得ない第三者の取引の安全を害すると危惧され、2016年法制審議会民法（相続関係）部会が公表した中間試案は、遺言処分の種類を問わず、法定相続分を超える部分の取得について、受益相続人は登記（登録その他第三者に対抗することができる要件）を備えなければ第三者に対抗できないとしている²⁹。しかし、この「処分の受益者対第三者」という問題は、台湾ではあまり議論されない。それは台湾の不動産登記には公信力があることに関係する。例えば、受遺者または受益相続人が登記を備えていない間、他の共同相続人によ

27 最判昭和39年3月6日民集18巻3号437頁。また、包括遺贈の受遺者が登記を備える必要かについて、以前最高裁の見解は明確ではないが、学説の多くは登記必要説を唱えていた。野田愛子「遺贈の登記義務者」島津一郎ほか編『相続法の基礎』（青林書院新社、1977年）298頁。また、最判平成8年1月26日判決民集50巻1号132頁は、遺言者の財産全部についての包括遺贈は、遺贈の対象となる財産を個々の掲記する代わりにこれを包括的に表示する実質を有するもので、その限りで特定遺贈とその性質を異にするものではない、と宣言したため、学説はこれを根拠に包括遺贈にも登記が必要であるとしている。中川善之助・加藤永一編『新版注釈民法（28）相続（3）【補訂版】』（有斐閣、2002年）226頁〔泉久雄〕。

28 指定相続分については最判平成5年7月19日家月46巻5号23頁、「相続させる」旨の遺言については最判平成14年6月10日家月55巻1号437頁を参照されたい。

29 法制審議会民法（相続関係）部会「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」（<http://www.moj.go.jp/content/001201997.pdf>）（2016年）9頁。その理由は、法制審議会民法（相続関係）部会「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案の補足説明」（<http://www.moj.go.jp/content/001198631.pdf>）（2016年）39～40頁。

って不実の法定相続分の登記がなされ、共同相続人間の多数決で当該不動産を善意の第三者に売却し登記を移転した³⁰場合に、当該第三者は民法 759 条の 1 の登記の公信力によって、常に有効に不動産の物権を取得できる。したがって、(5) のような強力な遺言による財産処分は、第三者との関係では問題がまだ小さく、主には共同相続人間の争いを引き起こすにとどまっている。

2 遺言処分に対する遺留分減殺請求の手続き

以上の 1 では遺言処分の法的効果、とりわけ判例による新型処分の形成を検討してきた。遺贈と新型処分との効力の違いは、当然ながら遺留分減殺請求の手続きにも影響を与えている。台湾の判例・通説によると、遺留分減殺請求権の法的性質は、物権的形成権であり、この点では日本とはあまり違いがない。また、実際に、遺言に関して調査した結果、台湾の遺言受益者は、ほとんど法定相続人であり、第三者の割合が少ないことが明らかになっている³¹。すなわち、遺留分減殺請求の当事者は、多くの場合はいずれも共同相続人である。そこで、以下の議論では、特に断らない限り、遺言受益者と遺留分減殺請求権者の両方とも相続人であることを前提とする。

(1) 古典的な考え方——遺産分割で一括解決

本来、台湾では共同相続人間の遺産の配分（遺産分割）に関する（遺留分減殺請求を含めた）紛争は、遺産分割の手続で一括して解決するはずである。それは遺贈が債権的効力しかないので、遺贈が遺留分を侵害する場合に、遺留分権利者が未だに物権変動していない遺贈に対して減殺請求することは論理的には考えにくいからである³²。この場合に、遺留分権利者は、遺産分割手

続で遺留分を主張すれば、裁判所はそれを配慮し、遺留分侵害がないように分割するはずである（下記の〈表三〉の A 類型）。すなわち、遺産の合有の性質および遺贈の債権的効力は、ある意味ではすべての遺産を分割完了まで凍結させ、まさに遺産分割の包括的・総合的な機能を担保するものである³³。

(2) 遺産の一部に対する物権的効力のある遺言処分について

前述の 1 でまとめたように、近年台湾の裁判所が徐々に物権的・遺産分割的な効力を持つ遺言処分を認めた結果、これらの目的物は合有の遺産から逸出し、受益相続人の単独所有の財産となる。遺産分割の手続はこのような解釈によって若干はその機能が弱くなるが、それが日本の「相続させる旨の遺言」ほどの破壊力を有しない。以下はこの点について詳しく検討する。

物権的な効力のある処分が遺留分を侵害する場合に、遺留分権利者はどのように遺留分に相当する財産を取得するのかという問題について、従来、台湾の判例は日本とは異なる見解を採っている。日本法の考え方では、当該処分の目的物がすでに遺産分割の対象ではないので、遺留分権利者が受遺者または受益相続人に対して遺留分減殺請求の意思を表示し、それによって取り戻される部分が遺留分権利者個人に属するため、処分の目的物は遺留分権利者と受遺者または受益相続人との共有財産となると解されている³⁴。このような解釈を台湾の物権的効力のある処分に当てはめることは理論的には不可能ではないが、台湾の判例（最高法院 86（1997）年度台上字第 2864 号、88（1999）年度台上字第 572 号、91（2002）年度台上字第 556 号判決）は、未分割の遺産がある場合に、遺留分減殺請求により取戻した財産は共同相続人の合有の遺産に復帰し、遺留分減殺請求権者の個人的財産ではないため、遺留分減殺請求権者は目的物（に対する持分）の自身への返還を求めることができないとしている³⁵。

30 台湾の土地法 34 条の 1 第 1 項は「共有土地又は建築改良物の処分、変更、及び地上権、農育権、不動産役権又は典権の設定をする場合は、共有者の過半数の及びその持分合計の過半数の同意をもってしなければならない。但し、その持分合計が三分の二を超えるときは、その人数は計算に入れない」とし、第 5 項は「前四項の規定は、合有に準用する」と定めている。これは民法 828 条 3 項（合有物の処分の全体同意）の特別法と解されているため、共同相続人が相続財産に属する不動産を処分する場合には、多数決でよい。

31 黄詩淳・前掲注 12・414 頁は、2007 年以前に台湾の公式判例集に掲載された裁判例を取り上げて分析した。

32 戴炎輝・戴東雄・戴珣如『継承法』（自費出版、2013 年）362 頁、林秀雄・前掲注 23・339 頁。

33 黄詩淳「台湾法での相続の過程における遺留分減殺請求の機能（4・完）——特に日本法との対比で」北大法学論集 58 巻 1 号（2007 年）388 頁。

34 日本では贈与・特定遺贈・特定財産を「相続させる」旨の遺言、さらに最判平成 8 年 1 月 26 日判決民集 50 巻 1 号 132 頁では全財産の包括遺贈を減殺することによって取り戻した財産が、物権法上の共有と解され、遺産分割の対象となる相続財産の性質を有しないとされた。二宮周平「共同相続と遺留分および減殺後の法律関係」久貴忠彦編集代表『遺言と遺留分（第二巻・遺留分）[2 版]』（日本評論社、2011 年）215～216 頁を参照。

35 なぜ台湾の判例がこのような論理を採用するかの理由については、黄詩淳・前掲注 33・396～

また、合有の性質から、この持分を処分したり、目的物のみの分割請求をしたりすることもできない。そうすると、遺留分減殺請求権者が遺留分に相当する遺産を取得するためには、最終的には遺産分割を経由しなければならないと考えられる（〈表三〉のB-α類型）。このような結論は、10年前には筆者の推測にすぎなかった³⁶が、最近は普及してきたようである。例えば、台湾高等法院105（2016）年重家上字第43号判決は、一つの訴訟で遺留分減殺請求と遺産分割の問題を一括して解決した。同判決では、遺産の範囲（特別受益の有無）、遺留分侵害の有無、減殺請求権の時効消滅の有無、侵害額等の事柄が、すべて遺産分割の前提事項として丁寧に斟酌され判断されている³⁷。ただ、遺留分権利者は直接に遺産分割の訴えを提起しなくても、遺留分権利者は一応目的物に対する抽象的な持分を有するから、受益相続人の単独名義とされている登記を抹消し、それを自らと受益相続人との「合有財産」の登記名義に回復するという請求も認められる。このような主張は、下級審ではよく見られ、一般的には肯定されている³⁸。

（3）遺産の全部に対する物権的効力のある遺言処分について

上述1（4）で取り上げた最高法院99（2010）年度台上字第918号判決は、遺産分割方法の指定の目的物が遺産の全部か一部かは、「共同相続人による別途の遺産分割請求の可否および遺留分減殺請求の行使」に密接に関わると判示した。それでは、敢えて「目的物が遺産の全部か一部か」という区分を強調する意味は何なのか。一つの可能性としては、処分の目的物が「遺産の全部」に該当する場合、もはや遺産分割の対象がなくなるため、共同相続人が別途に遺産分割を求めることができなくなるのに反して、処分の目的物が

〈表三〉 遺留分減殺請求の態様

遺産分割の状態	類型	遺言処分の種類	遺留分減殺請求によって取り戻された部分の返還を求める訴訟	遺留分の確保方法
遺産分割前	A	遺贈（債権的）	×（理由：遺言処分の目的物の物権は、まだ受遺者に移転されていない）	遺産分割で遺留分を主張。
	B	α遺産の中の特定物を特定の相続人に与える「相続分の指定」や「遺産分割方法の指定」（物権的、一部遺産分割効力）	×（理由：取り戻された部分は合有の遺産に復帰し、遺留分権利者は具体的な持分を有しない）（86台上2864、88台上572、91台上556）	遺産分割で遺留分を主張。または単独名義の登記の抹消と合有名義の回復。
		β遺産の全部を特定の相続人に与える「遺産分割方法の指定」（物権的、全部遺産分割効力）	?（99台上918の判旨の理解は確定しない）	?
遺産分割後	C	債権的	×（理由：遺言処分の目的物の物権は、まだ受遺者に移転されていない）	遺留分権利者は減殺によって残された部分を受益者に給付すればよい。
	D	物権的	○	所有物返還、価額弁償。しかし遺留分減殺の放棄と解されるリスクがある。

399頁を参照されたい。

36 黄詩淳・前掲注33・396頁。同時に、遺産分割の裁判で遺留分減殺請求を認め、総合的に紛争を解決したものとして筆者が見つけた唯一の裁判例は、新竹地方法院94（2005）年度家訴字第27号判決である。

37 その他、台湾高等法院102（2013）年度家上字第16号判決、台湾高等法院104（2015）年家上易字第37号判決、台湾高等法院105（2016）年度家上字第168号判決、台湾高等法院台中分院105（2016）年度重家上字第10号判決もまた、遺産分割の訴訟で遺留分減殺請求の問題を解決した。

38 例えば、近年のものとして、台湾高等法院102（2013）年度上易字第934号判決、台湾高等法院103（2014）年度家上更（一）字第7号判決、台湾高等法院103（2014）年度家上字第254号判決等は、単独所有の登記の抹消と合有の登記の回復を求める主張を是認した。

「遺産の一部」にしか及ばないなら、未分割の遺産がまだ存在し、共同相続人が遺産分割を求めることができる、という帰結になる。そうすると、前者の状況では遺留分に相当する財産を取得するためには、遺産分割によるのではなく、遺留分減殺請求の意思を表示し、それに基づいて所有物返還請求を求めればよい、という考えがありうる。要するに、上述した〈表三〉のB-β類型を、D類型と同様に解釈するということである。

しかし、以上の判決から、このような結論を導きうるのかに関しては、問題もある。なぜなら、分割方法の指定が遺産の全部に及んでいる処分について、多くの下級審裁判例は、割合的な遺留分の侵害のみを認め、具体的な侵害額の計算に入らなかったが、その後の解決方法は様々である。筆者の考え方に近い所有物返還（共有関係の成立）を肯定したもの³⁹もあるが、〈表三〉のB- α 類型と同様な論理を用いて合有的な性質を貫くものもある⁴⁰し、直ちに遺産分割を行うことを肯定するものもある⁴¹。これに対して明確な見解を示す最高法院の判決はまだ現れていないため、果たしてB類型の下には β 子類型が独立したものとして成立するのかは確定していない。

（4）遺産分割後

〈表三〉のC、D類型、すなわち共同相続人間が先に（遺言処分以外の）合有の遺産について遺産分割を行ってから、遺留分減殺請求を主張することは、理論的には可能である。遺産分割後、各相続人は、遺産取得分を確定し、遺留分侵害を受けたかも確認する。現実には侵害を受けた遺留分権利者は、遺言による財産処分の受益者に対して遺留分減殺請求しうる。ここでは、遺言受益者が共同相続人か第三者かを区別する必要はない。目的財産の物権がまだ受益者に移転していない場合（例えば遺贈）には、遺留分権利者は減殺の後に残された部分を受益者に給付すればよい（C類型）⁴²。目的財産の物権が受益者に移転した場合には、遺留分権利者は減殺請求の意思表示を行い、それに基づき取戻した部分の返還を求めることができる（D類型）。以上のことは台湾の通説の主張である⁴³。

39 台湾高等法院 103（2014）年度家上字第 73 号判決は、遺留分減殺請求権者が個々の遺産について六分の一の持分を有することを肯定し、所有物返還請求権を認めた。

40 台湾高等法院 104（2015）年度重家上字第 38 号判決はこれを理由に、単独所有の登記の抹消と合有の持分の確認を認めたが、所有物返還請求を退けた。

41 台湾高等法院 104（2015）年度家上易字第 37 号判決は、遺留分権利者の全遺産に対する四分の一の遺留分が侵害されることを肯定した上で、減殺請求後、遺留分権利者と受益相続人を当事者とする遺産分割の判断を下した。台湾高等法院 102（2013）年度重家上字第 54 号判決も遺留分減殺請求後の遺産分割請求を容認した。

42 台湾高等法院 105（2016）年度家上易字第 37 号判決は、被相続人は相続人の一人に全遺産の包括遺贈をなし、これが債権的な効果しかなく、遺産がまだ相続人全体の合有財産であることを理由として、法定相続分通りの遺産分割の結果を言い渡した。つまり、遺贈を無視し、ひとまず遺産分割を行ってから、遺贈の履行と遺留分の減殺請求を考えようという解決である。しかし、この解決法は紛争の後伸ばしにすぎないかもしれない。

もっとも、D 類型すなわち遺産分割を完成させてから、遺留分権利者は減殺請求の意思表示を行い、それに基づき取戻した部分の返還を求めることは、実務上ほとんど見られない。そもそも、遺産分割が裁判で行われる場合に、遺留分権利者が遺留分の侵害を知りながら、あえて何も主張せず、現実に残った少ない遺産に甘んじて分割することは想像しにくい。将来の遺留分の主張は余計な労力や時間を費やすからである。また、遺産分割が協議で完了される場合に、遺留分権利者が遺留分の侵害を知りながら、あえて何も主張せず遺言処分を含む遺産分割の内容を了承したことは、遺留分減殺請求権の放棄と解されるとした裁判例があった⁴⁴。このように、遺産分割後の遺留分の主張が、コスト面の不利益や減殺請求権の放棄と解されるリスクがあるため、この方法を選択する遺留分権利者は多くはないであろう。

3 遺留分侵害額の計算における債務の取扱い

以上では主に遺留分減殺請求の手続き、とりわけ遺産分割との関係を巡って問題を考えてきた。以下では、遺留分侵害額の計算に関する台湾最近の理論的な発展を簡単に紹介したい。

台湾における遺留分侵害額の計算は、遺留分額から相続により実際に取得した額を差し引いた額である。その計算式は、

$$\alpha \text{ 遺留分侵害額} = (\text{遺留分算定の基礎となる財産の額}) \times (\text{相続分率}) \times (\text{遺留分率}) - (\text{遺留分権利者の特別受益の額}) - (\text{遺留分権利者が相続によって得た積極財産の額})$$

遺留分算定の基礎となる財産の額は、相続される積極財産額に特別受益を加え、さらに相続債務を引くのである。このように見ると、日本法とはさほど差がない⁴⁵が、控除すべき相続債務の内容と取扱いには違いがある。

43 戴炎輝等・前掲注 32・361～362 頁、陳棋炎・黃宗樂・郭振恭『民法繼承新論』（三民、2016 年）415 頁、林秀雄・前掲注 23・346 頁。

44 台湾高等法院台中分院 101（2012）年度重家上字第 3 号判決。

45 ただし、細かい部分に違いがある。たとえば、台湾民法 1223 条は個別的な遺留分率（法定相続分の何分の一）を定めているので、個々の相続人の個別的な遺留分額は、まず法定相続分の割合を乗じてから遺留分率を乗じて算出する。これに対して、日本民法 1028 条は総体的な遺留分率を定めているため、個人の遺留分額は、まず総体的な遺留分率を乗じてから、法定相続分率を乗じ計算される。

(1) 控除すべき債務の内容

まず、台湾民法 1150 条は、遺産管理、分割及び遺言執行の費用は、遺産から支払われると定めている。これらは被相続人の死亡によってはじめて生じたものであり、遺留分計算の基礎となる財産から控除すべきであるかが文言からは明かではない。これについて、台湾の多数説は、相続開始と関連してしかも遺産の負担とすべき債務、例えば、死亡宣告、遺言開封、葬式、遺産価額鑑定費用は、遺留分の計算の際には控除すべきであるものの、遺産管理及び清算費用は、相続人または遺産債権者の利益のためのものであるから、控除をしなくてよいと解している⁴⁶。また、「遺産税」⁴⁷を控除すべきに言及したものはなかった。しかし、同じく民法 1150 条の費用に属するものであるにもかかわらず、一部は控除すべき、一部はそうではない、という違いを、多数説は合理的に説明していないように思われる。これに対して、最近の判例（最高法院 102（2013）年度台上字第 1163 号判決）は明確に多数説とは異なる見解を打ち出している。すなわち、最高法院は、遺留分額の算定に際して、民法 1150 条における「遺産管理の費用」を控除すべきであるとした上で、遺産税が遺産管理の費用に当たることを理由に、遺留分算定の基礎となる財産から控除すべきであるとしている。ちなみに、この結論は日本とも相違する。日本では遺留分の算定上、相続財産に関する費用、遺言執行に関する費用および相続税を債務として控除せず、遺留分減殺手続の外で清算している⁴⁸。

(2) 受遺者が相続債務を単独で弁済した場合の取扱い

次に、遺留分権利者が相続によって負担する債務に関しても、遺留分侵害

額の計算における取り扱いでは、台湾と日本には違いがある。日本では、最判平成 8 年 11 月 26 日民集 50 卷 10 号 2747 頁（以下、平成 8 年判例と略称）によれば、遺留分侵害額は、遺留分権利者が負担すべき相続債務がある場合はその額を加算して算定するものである。この算定方法は、受遺者または受贈者が相続債務を単独で弁済し、これを消滅させたとしても、また、これにより受遺者または受贈者が遺留分権利者に対して有するに至った求償権と遺留分権利者が受遺者または受贈者に対して有する損害賠償請求権とを相殺した結果、求償権が全部消滅したとしても、変わるものではない⁴⁹。すなわち、日本における遺留分侵害額は、上述した台湾の計算式 (α) に、さらに遺留分権利者が負担すべき相続債務を加算しなければならない。たとえ平成 8 年判例の事実関係としては受遺者が相続債務を単独で弁済したとしても同様である（当然ながらこの状況では受遺者は弁済後に、遺留分権利者にその負担分を求償することができる）。

これに対して、台湾でも、平成 8 年判例と類似する争いが現れ、遺留分減殺請求を受けた受遺者が、相続債務を自らで単独で弁済したことを理由に、遺留分権利者が負担すべき三分の一の債務額を、その遺留分減殺請求額と相殺すると主張した。しかし、台湾高等法院台中分院 101（2012）年上字第 115 号判決は、この相殺の主張を退けた。なぜなら、遺留分侵害額の前提となる「遺留分算定の基礎となる財産の額」を計算する際には、すでに遺産分割の対象から相続債務を控除したのであり、あたかも両当事者間に相続債務が「遺産」によってその弁済を負担される合意が形成されたかのようで、遺留分権利者が弁済すべきものではないからだとされている。受遺者はこの判断に対して不服で、最高法院に上告したが、前掲 102（2013）年台上字第 1163 号判決は、この上告理由について応えることなく、別の不備（遺産税の控除が必要）を理由に原判決を破棄し差し戻した。このことから、最高法院は、原

46 史尚寬『繼承法論』（自費出版、1966 年）568 頁、陳棋炎等・前掲注 43・399 頁。ただし、これに反対して、遺留分額の計算の際に、民法 1050 条に掲げられるすべて費用を控除すべきだと主張する少数説もある。林秀雄・前掲注 23・330～331 頁。

47 相続税の制度には二つの類型がある。一つは遺産税 (estate tax, death duties) と呼ばれ、人が死亡する場合にその遺産を対象として課税する制度で、本来の意味における財産税である。もう一つは遺産取得税と呼ばれ、人が相続によって取得した財産を対象として課税する制度である。現在、日本は遺産取得税の体系を採用している。金子宏『租税法』21 版（弘文堂、2016 年）592～593 頁。これに対して、台湾の相続税は、遺産税方式である。坂田純一・杉田宗久・矢内一好『Q&A 国際相続の税務』（税務研究会出版局、2009 年）103 頁。

48 中川善之助編『註釈相続法下』（有斐閣、1955 年）225 頁 [島津一郎]、中川善之助・加藤永一編『新版註釈民法（28）相続（3）[補訂版]』（有斐閣、2002 年）457 頁 [中川淳]。

49 原判決は、遺留分減殺額の諸項目と相続債務・相続税・その他の求償請求権との間で清算して（つまり相殺を認め）、減殺額を縮減させ、遺留分減殺による持分を特定の財産に集中することを認め、便宜を重んずる方法を採用した。しかし、この扱いは当事者が明確に了解しておらず紛争再発のおそれがあるため、最高裁は原判決を破棄し差し戻した。この理由に関する詳しい解説は、瀬川信久「民事判例研究（1）」北大法学論集 53 卷 2 号（2002 年）286～290 頁、瀬川信久「相続債務がある場合の遺留分侵害額の算定方法」『家族法判例百選 7 版』（別冊ジュリスト 193 号）（2008 年）186～187 頁。

審の計算方法、すなわち受遺者が相続債務を弁済した場合に、遺留分侵害額の計算で遺留分権利者が負担すべき債務を考慮しなくてよいという考え方に同意したと思われる。

台湾の裁判例のような解釈は、遺産が相続人の固有財産とは別のもので、積極財産から相続債務を弁済した残りの分について遺留分が存在する、という考えに親和性があり、限定責任を原則とした現行の台湾法では十分な理由のある理解である。しかしながら、台湾法の限定責任が不完全なものであり、共同相続人は相続債務について依然として連帯して弁償責任を負う（台湾民法1153条1項）。裁判例とは逆の状況、すなわち、遺留分権利者が単独で相続債務を弁済した例を考えてみよう。仮に相続債権者が（相続人でもある）大部分の遺産を獲得した遺言受益者に対して請求するのではなく、遺言から何の利益も受けていない遺留分権利者に対して債権の履行を請求するなら、連帯責任のゆえ、遺留分権利者はまず自己の財産で債務全額を弁済しなければならない（なぜなら、遺言処分目的物はすでに遺言受益者に属しており、遺留分権利者は当該目的物をもって相続債務を弁済することが現実には難しいからである）。遺留分権利者は事後に、他の共同相続人に対してその負担すべき部分を求償できるが、そこでの負担とは原則としては法定相続分による（民法1153条2項）ため、遺留分権利者は最終的には自らの法定相続分の割合に相当する相続債務を固有財産で負担しなければならない一方、遺留分減殺で得られる分がその負担した分だけ増えるわけではない。つまり、遺言受益者が先に単独で相続債務を弁償した場合と比べて、この場合の遺留分権利者の最終的な取得額は不当に減らされる。その問題の根本的な原因は、連帯責任及び内部分担額を定めた民法1153条にあり、限定責任を原則とした現行法とは折り合わないものである。同条が削除されるまで、やはり遺留分減殺の計算で遺留分権利者の債務負担額を遺産（すなわち遺言受益者の得られもの）から補填するという日本の平成8年判例の論理は合理的である。

受遺者が単独で相続債務を弁済した場合に、平成8年判例の下では、遺留分権利者は受遺者に対して「 α ・遺留分権利者が負担すべき相続債務」を減殺請求できる一方、受遺者もまた遺留分権利者に「遺留分権利者が負担すべき相続債務」を求償できる。最近の日本の相続法改正は、求償の循環を避け

るため、受遺者または受贈者が相続債務を弁済する行為をした場合には、遺留分権利者の権利は、その消滅した限度で縮減するものとされている⁵⁰。

4 2016年民法相続編改正案について

台湾の民法相続編は施行されてから、1985年、2008年、2009年6月、2009年12月の、2014年、2015年の計6回の改正を経ているが、2008年と2009年6月の改正はともに相続人の限定責任に関するものであり、2009年12月は後見制度の改正に合わせ、以前の「禁治産」の語を「監護」に改めるにすぎず、2014年と2015年の改正もまた2、3か条の小さな改正に止まっている。要するに、85年改正以来、大きな制度の見直しがなかった。2016年12月に行政院が立法院に送付した民法相続編の改正案⁵¹は、この30数年以来範囲が最も広い改正といえよう。本稿はそこから遺留分に関するものを取り上げる。

(1) 遺留分減殺の対象

まずは民法1225条に関する改正では、遺留分減殺の対象を、現行法の「遺贈」から「相続分の指定」に拡大した。それは、最高法院81年度台上字第1042号、91年度台上字第556号判決が、相続分の指定に対する減殺請求を認めたため、それを明文化する必要があるからだと説明されている⁵²。次に、減殺を受ける部分は、相続分指定の全額ではなく、法定相続分を超える部分に限定するという文言も新たに加えられた。この問題は、日本の相続法改正でも取り上げられ、議論されている⁵³。

50 法制審議会民法（相続関係）部会・前掲注29・中間試案の補足説明・75～76頁。

51 改正の趣旨と草案の内容は、行政院のウェブサイト（http://www.ey.gov.tw/News_Content4.aspx?n=D0675BEBB0C613C7&sms=1B6A34286EEBCD4C&s=A8C893DE1818C997）からダウンロードできる。

52 行政院「民法繼承編部分條文修正草案條文對照表」（2017年）30頁（前掲注51のウェブサイトに掲載されている）。

53 最判平成10年2月26日民集52巻1号274頁は、遺贈の目的の価額のうち、受遺者の遺留分額を超える部分のみが、民法1034条にいう目的の価額に当たるとしている。また、最決平成24年1月26日家月64巻7号100頁は、相続分の指定に対して遺留分減殺請求の意思表示がされた場合にも、平成10年判決と同様、遺留分超過額説に立つて指定相続分の割合を修正すべきことを判示している。これに対して、法制審議会民法（相続関係）部会・前掲注29・中間試案・14頁は、法定相続分超過分説を採用している。

これに対して、2017年5月に立法院法制局がこの改正案について出した研究報告は、減殺の対象にはさらに「遺産分割方法の指定」をも入れるべきであると指摘している⁵⁴。残念ながら、その他の問題、すなわち上に述べた異なる遺言処分の法的効力と遺留分減殺請求の手続き、及び遺留分算定に当たる相続債務の取扱い等は、今回の改正案では触れられていない。

(2) 遺留分の縮小

台湾の法定相続人は、すべて遺留分を有する（台湾民法1223条）。これに対して、日本では兄弟姉妹は法定相続人であるが、遺留分権を有しない。もっとも、台湾では最近、家族連帯の緩みや遺言処分の多様化が進んでおり、世論は自然に遺言自由を尊重する方向に傾き始めた。今回の改正案では、遺留分権利者の範囲は変更されていないものの、あらゆる遺留分権利者の遺留分の割合は縮減された。つまり、配偶者、直系卑属、父母の遺留分は、本来はその相続分の二分の一であったのに対して、改正案1223条ではそれが三分の一へと引き下げられた。次に、兄弟姉妹、祖父母の遺留分は、三分の一から四分の一へと下げられた。それはまさに遺言自由の尊重を強調した結果であるが、遺産の取得はなお相続人の生活保障や相続権の平等という社会的機能を有するため、遺留分制度を廃止するのではなくその割合を縮小させるのに止まると説明されている⁵⁵。

ただし、このような改正案が社会的に広く受け入れているのかは疑問である。立法院法制局の研究報告は、改正案が特定の性別・性的傾向・性自認に基づく直接的な差別を有しないが、その中のいくつかの規定は、台湾社会における男尊女卑や未婚者への偏見から、事実上特定の性別や性的傾向を持つ相続人の利益を害するおそれがあるため、改正案の規制影響分析（Regulatory Impact Analysis）の報告書の提出を法務部に求めた⁵⁶。そのため、遺留分制度の行方はまだ定かではないと思われる。

Ⅲ むすびに

以上で近年台湾における遺言処分と遺留分減殺請求の裁判例の発展を紹介してきた。遺言処分の内容については、物権的・遺産分割の効果を有する強いもの（新型処分）が徐々に形成され、遺贈とは異なる方向を辿っている。新型処分と遺贈との区別について、最高法院2011年判決は一応の基準を打ち出したが、それはあくまで特定遺贈に当てはまるものであり、包括遺贈と相続分の指定の違いを説明できない。結局のところ、処分の受益者が法定相続人であるか否かという身分の違いが、遺贈か新型処分かを区分する本当の基準ではないかと思われる。

日本と比べれば、台湾法の特徴は、このような新型処分が認められても、処分の目的物が全遺産でない限り、遺留分減殺請求によって取り戻されたものが合有の遺産に回復されるため、最終的には遺産分割手続で遺留分減殺が考慮され総合的に解決されることである。正確にいうと、遺産分割手続による一括解決が一般的であり、それとは違い先に合有の遺産を分割してから遺留分減殺請求を主張することは少ない。また、相続債務の現実の負担は、遺留分額と遺留分侵害額の算定には影響を及ぼさないものであり、あたかも遺産が相続債務を弁済したかのような状態を生じている。しかし、この解釈は、台湾民法1153条の適用と合わせて、（遺留分権利者が先に相続債務を弁済した）場合によって遺留分権利者に不公平な結果をもたらす結果につながる。

その他、本稿での紙幅の制限で省略をせざるを得ない遺留分関連の議論としては、遺留分減殺請求の権利行使期間、遺留分減殺請求の代位行使の可能性、価額弁償の承認、遺言信託の減殺等がある。とりわけ実際に発生した遺言信託の減殺に関する紛争は、60年間に続く受益者連続型信託で、遺留分権利者も信託の受益者の一人で、信託存続期間に死亡する可能性が高く、信託終了時に元本受益者となり得ないため、遺留分権利者の遺留分侵害額の計算は容易ではないケースであった。台湾の裁判所は、日本の受託者説と受益者説とも異なる判断を出して、興味深いものであった⁵⁷が、その検討は他日

54 方華香「民法繼承編部分條文修正草案暨民法繼承編施行法第2条之1、第4条、第9条之1修正草案」（2017年）（立法院法制局のサイトから研究報告の要旨が掲載される http://www.ly.gov.tw/05_orglaw/search/lawView.action?no=26798）。

55 行政院・前掲注52・30頁。

56 方華香・前掲注54。

57 台湾高等法院台中分院97（2008）年度重上字第5号判決。

に譲るしかない。

日本の学説は、相続法の基本要素を、①相続人、②被相続人、③相続財産、④相続プロセスと分類し、従来の研究は①相続人（範囲、順位や相続分の割合の問題）と②被相続人（遺言をめぐる問題）に集中していたのに対して、最近では、③相続財産と④相続プロセスについて検討し、より法技術を重視する研究が増えてきたと指摘されている⁵⁸。台湾の裁判所で取り扱われるものには、間違いなく③相続財産と④相続プロセスの問題が増加している。特にその中の遺留分減殺請求の訴えの争点の多様化は、被相続人のライフ・スタイルや家庭環境の変化ないし遺言による財産処分の実態をも裏付けている。実際に、上述した遺言信託の紛争は、まさに相続人の一人が債務超過の状態にあり、その親である被相続人が遺産をそのまま相続させると、相続人の債権者の執行の対象となり、相続人の生活に資することができないことを危惧するため、あえて遺言で信託を設定し、相続人を信託の受益者に指定して、しかも民事執行の対象にならない最小限の収益を毎月与えるという細かい配慮がなされた仕組みである。これは本稿のⅠで述べた高齢の親が、子の面倒を心配するため、遺言や信託等の法的手段を駆使し遺産の配分を工夫する事例であり、不可避免的に遺留分制度にぶつかる。この複雑化してきた現実に対する台湾の学説の反応はまだ薄く、研究対象の拡大は未だ見られず、財産法の研究者が相続法の研究に加わることも非常に少ない。そのためか、今回の改正法も、実務の変化と新たなニーズを完全に取り込んではいないという印象を受ける。約10年前、筆者が「裁判例の蓄積を待つ必要がある」と評した⁵⁹台湾の相続法の状況は、現在はむしろ「学説の蓄積を待つ必要がある」という段階に変わってきている。

58 大村敦志「偶感・現代日本における相続法学説」水野紀子編著『相続法の立法的課題』（有斐閣、2016年）286頁。

59 黄詩淳「台湾法での相続の過程における遺留分減殺請求の機能（2）——特に日本法との対比で」北大法学論集57巻5号（2007年）429頁は特別受益に関する裁判例、426頁は特別受益の持戻しに関する台湾の裁判例の少なさに言及し、「以上のような議論は専ら学説上の論争にとどまっているため、その最終的な解決は今後の実務の進展を待つしかない」と述べている。また、黄詩淳「台湾法での相続の過程における遺留分減殺請求の機能（3）——特に日本法との対比で」北大法学論集57巻6号（2007年）410頁も、当時には相続分の指定に関する裁判例が2件のみ見つかった。